

印刷製本契約書（案）

- 1 名 称 令和8年度版大分県後期高齢者医療制度説明用しおり
- 2 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 3 納 入 期 限 令和8年3月13日(金)
- 4 納 入 場 所 大分県後期高齢者医療広域連合事務局外18箇所
- 5 契 約 保 証 金 免除
(大分県後期高齢者医療広域連合契約事務規則
第7条第2号による)

上記の契約について、発注者 大分県後期高齢者医療広域連合 広域
連合長 足立 信也 と受注者

とは各々の対等な立場における合意
に基づいて、大分県後期高齢者医療広域連合契約事務規則及び次の条項
によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するもの
とする。

この契約の証として、本契約書2通を作成し、当事者が記名押印の上
各自1通保持する。

令和 年 月 日

発注者 大分市東春日町17番20号
大分県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 足立 信也 ⑩

受注者

(総則)

第1条 発注者と受注者は、契約書記載の印刷製本契約に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、仕様書に従い、これを履行しなければならない。

(履行委託等の禁止)

第2条 受注者は、第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請け負わせ又は契約による権利を譲渡し、若しくは契約による義務を引き受けさせてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原稿の引渡し等)

第3条 発注者は、指定日までに原稿を受注者に引き渡すものとする。

2 受注者は、発注者から上記の原稿を受領したときは、すみやかに初校の印刷を完了し、校了又は責了まで発注者の校正を受けるものとする。

(納入検査等)

第4条 発注者は、印刷製本物の納入があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 前項の検査の結果、不良品があるときは、受注者は直ちに不良品を補修し、又はこれに代えて新たに印刷製本して、改めて発注者の検査を受けるものとする。この場合において、前項の時期は発注者が受注者から不良品の補修、又は新たに印刷製本を終了した旨の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

3 印刷製本物の所有権は、前2項の検査に合格したときに、発注者に移転するものとする。

(危険負担)

第5条 前条第3項による納入検査前に生じた当該印刷製本物（原稿を含む。）の滅失、毀損、変質、その他一切の損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第6条 発注者は、引き渡された印刷製本物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 契約不適合がある場合、発注者は相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2項の規定による請求をすることができない。

(準用)

第7条 前条の規定は、損害賠償の請求及び契約解除権の行使についても準用する。

(期間制限)

第8条 受注者が、契約不適合の印刷製本物を引き渡した場合において、発注者が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の支払)

第9条 発注者は、第4条の検査を完了した後、受注者の適法な請求書を受領したときは、30日以内に受注者に契約金額を支払うものとする。

(納入遅延に対する遅延利息)

第10条 受注者の責めに帰する理由により、納入期限までに印刷製本物を納入しない場合は、受注者は発注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者は賠償の責めを負わない。

(1) 受注者がこの契約に違反したとき。

(2) 納入期限後、相当の期間内に印刷製本物を完納する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 天災地変、その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで、納入期限までに印刷製本物の納入ができないと認めたとき。

(4) 受注者に誠意がなく、不正の行為があると認めたとき。

(5) 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。

(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時印刷製本契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ この契約に関し、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と当該契約を締結したと認められるとき。
- ト この契約に関し、受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（違約金）

第12条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- （1） 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- （2） 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- （3） 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（談合その他の不正行為に対する発注者の解除権）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者は賠償の責めを負わない。

- （1） この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）又は第20条の

2から第20条の6までの規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（賠償の予約）

第14条 受注者は、前条各号（同条第4号による刑法第198条による刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による契約金額の100分の20に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。納入が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定により賠償金を徴収する場合にあっては、第10条の規定は適用しない。

4 受注者が賠償金を第1項の規定により発注者が指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の利息を付した額を受注者から徴収する。

（契約保証人）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証人に対して、印刷製本物を納入すべきことを請求することができる。

- (1) 納入期限後、相当の期間内に印刷製本物を完納する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 契約保証人は、前項の請求があったときは、この契約に基づく受注者の権利及び義務を承継する。

(秘密の保持)

第 16 条 受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、印刷製本物（原稿を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

3 この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、大分県後期高齢者医療広域連合の定める「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第 17 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分県後期高齢者医療広域連合契約事務規則（平成 19 年大分県後期高齢者医療広域連合規則第 19 号）に定めるところによる。

(協議)

第 18 条 この契約書に約定していない事項について、約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度発注者と受注者とが協議して定める。